

森林整備事業施工管理基準の一部改正の新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">森林整備事業施工管理基準</p> <p style="text-align: center;"> 制定 平成20年9月17日 県有第 868号 一部改正 平成22年7月 1日 県有第 427号 一部改正 平成28年3月16日 県有第1822号 一部改正 平成30年7月31日 県有第 632号 一部改正 平成31年3月28日 県有第1969号 一部改正 令和4年2月25日 県有第1756号 <u>一部改正 令和6年11月20日 県有第1055号</u> </p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 管理項目及び方法</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 出来型管理</p> <p>請負者は、標準地又は設計値と実測値を対比した出来形図を作成し、出来形を管理する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議のうえ、他の方法によることができる。なお、作業区分ごとの詳細については別表出来形管理一覧によるものとする。<u>また、オルソ画像及びシェープファイルを提出することで、施工区域、面積の同一性がGIS上で確認できる場合は出来形管理図を省略することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">森林整備事業施工管理基準</p> <p style="text-align: center;"> 制定 平成20年9月17日 県有第 868号 一部改正 平成22年7月 1日 県有第 427号 一部改正 平成28年3月16日 県有第1822号 一部改正 平成30年7月31日 県有第 632号 一部改正 平成31年3月28日 県有第1969号 一部改正 令和4年2月25日 県有第1756号 </p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 管理項目及び方法</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 出来型管理</p> <p>請負者は、標準地又は設計値と実測値を対比した出来形図を作成し、出来形を管理する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議のうえ、他の方法によることができる。なお、作業区分ごとの詳細については別表出来形管理一覧によるものとする。<u>【新設】</u></p>

用語の説明

データ名称	概要	提出方式
オルソ画像	施行地上空から連続して撮影した写真をパソコンのSfMソフト（三次元形状に復元するソフトウェア）で正射投影化した写真データ	データ形式（.tif（.tiff））
シェープファイル	パソコンのGISソフトでオルソ画像から作成した施工区域の区画データ	データ形式（.shp .shx .dbf） 3ファイル形式で提出

（備考）上記データの座標系はJGD2011 平面直角座標系とする。

(ア) 標準地の設定箇所数
(省略)

(3) (省略)

(4) 苗木・使用資材・薬剤管理
(省略)

ア) 苗木
(省略)

i) (省略)

ii) 品質を確認する苗木は、総本数の2%以上を複数の梱包から無作為に抽出する。なお、確認する苗木は最低20本とする。
(※総本数は生産者ごとの納品総本数とする。)

iii) 苗木の乾燥を防ぐため、検収写真は必要最小限とし、必要に応じ灌水を行うなど、品質の確保に努めること。

iv) 検収の結果、不合格となる苗木の混入が確認された場合は、その

【新設】

(ア) 標準地の設定箇所数
(省略)

(3) (省略)

(4) 苗木・使用資材・薬剤管理
(省略)

ア) 苗木
(省略)

i) (省略)

ii) 品質を確認する苗木は、総本数の2%以上を複数の梱包から無作為に抽出する。なお、確認する苗木は最低50本とし、納入本数が50本以下の場合には全数の確認を行う。[新設]

[新規]

iii) 検収の結果、不合格となる苗木の混入が確認された場合は、その

混入割合から全体の不合格本数を推定し再納入する。

v) 再納入した苗木についても、同様に検収する。

イ)～ウ) (省略)

(5) (省略)

6 (省略)

付 則

この管理基準は、平成22年7月1日から適用する。

この管理基準は、平成28年3月16日から適用する。

この管理基準は、平成30年8月1日から適用する。

この管理基準は、平成31年4月1日から適用する。

この管理基準は、令和4年3月1日から適用する。

この管理基準は、令和6年12月1日から適用する。

混入割合から全体の不合格本数を推定し再納入する。

iv) 再納入した苗木についても、同様に検収する。

イ)～ウ) (省略)

(5) (省略)

6 (省略)

付 則

この管理基準は、平成22年7月1日から適用する。

この管理基準は、平成28年3月16日から適用する。

この管理基準は、平成30年8月1日から適用する。

この管理基準は、平成31年4月1日から適用する。

この管理基準は、令和4年3月1日から適用する。

別表

出来型管理一覧

作業区分	管理事項	管理方法等
地拵	作業区域、未木枝条等の処理状況、棚幅・ 削除 棚高・杭間隔 削除	写真記録 削除
新植、改植及び補植	時期、作業区域、植穴の大きさ・覆土・ 踏み固め・列間隔・苗間隔、植栽本数	写真記録及び新植・改植時標準地による本数 管理
	時期、作業区域、刈高、作業数量	写真記録 削除
下刈	時期、作業区域、切断位置	写真記録
つる切	時期、作業区域、切断位置	写真記録
除伐(Ⅰ)	時期、作業区域、残存木保護、不良木・劣勢木の伐 採、掛かり木処理、除伐木の整理状況	写真記録
間伐 除伐Ⅱ	時期、作業区域、作業本数、残存木の保護及び配置状 況、掛かり木処理、間(除)伐木の整理状況 また、列状実施箇所は、上記項目のほかに伐採列数 (幅)、残存列数(幅)	写真記録及び標準地による本数管理 列状実施箇所は、標準地において上記項目のほ か、伐採列数(幅)、残存列数(幅)も管理
受光伐 本数調整伐	間伐の項に準ずる。	同上
皆 伐	時期、作業区域、集材数量、伐倒木や未木枝条等の整 理集積状況(残置する場合)	写真記録及び検知野帳による集材数量管理
枝 打 枝落とし	時期、作業区域、枝打(枝落し)高さ・幅、作業本数	写真記録及び標準地による本数管理
倒木起こし	時期、作業区域、縄張状況	写真記録
根踏み	時期、作業区域、根元の踏み固め状況	写真記録
不用木除去	時期、作業区域、掛かり木処理	写真記録
簡易施設	施工位置、施工面積、施工延長	写真記録及び出来形管理図(表)の作成
歩道 新設(修理)	延長、幅員、刈払物除去、根株・土石等の処理、排水・ 切土の処理	同上
防火線修理	時期、作業区域、作業数量、刈高、刈払物の除去	写真記録 削除
薬剤散布	時期、作業区域、処理数量	写真記録
獣害防除	(忌避剤)	
	時期、作業区域、塗布数量、塗布位置	写真記録
	(資材設置)	
	時期、作業区域、設置数量、設置位置	写真記録及び標準地による数量管理
獣害防除	(防護柵)	
	時期、作業区域、施工延長、各種寸法	写真記録及び出来形管理図(表)の作成
松くい虫 被害防除	処理数量(ナンバートープの回収)	処理本数の 5% 以上を出来形として抽出し、作業 状況とともに写真に記録

別表

出来型管理一覧

作業区分	管理事項	管理方法等
地拵	作業区域、未木枝条等の処理状況、棚幅・ 棚間隔 ・棚 高・杭間隔 棚延長(付上されている場合)	写真記録、 標準地による数量管理及び棚延長の 出来型管理(付上されている場合)
新植、改植及び補植	時期、作業区域、植穴の大きさ・覆土・ 踏み固め・列間隔・苗間隔、植栽本数	写真記録及び新植・改植時標準地による本数 管理
	時期、作業区域、刈高、作業数量	写真記録及び 標準地による植生被覆率
下刈	時期、作業区域、切断位置	写真記録
つる切	時期、作業区域、切断位置	写真記録
除伐(Ⅰ)	時期、作業区域、残存木保護、不良木・劣勢木の伐 採、掛かり木処理、除伐木の整理状況	写真記録
間伐 除伐Ⅱ	時期、作業区域、作業本数、残存木の保護及び配置状 況、掛かり木処理、間(除)伐木の整理状況 また、列状実施箇所は、上記項目のほかに伐採列数 (幅)、残存列数(幅)	写真記録及び標準地による本数管理 列状実施箇所は、標準地において上記項目のほ か、伐採列数(幅)、残存列数(幅)も管理
受光伐 本数調整伐	間伐の項に準ずる。	同上
皆 伐	時期、作業区域、集材数量、伐倒木や未木枝条等の整 理集積状況(残置する場合)	写真記録及び検知野帳による集材数量管理
枝 打 枝落とし	時期、作業区域、枝打(枝落し)高さ・幅、作業本数	写真記録及び標準地による本数管理
倒木起こし	時期、作業区域、縄張状況	写真記録
根踏み	時期、作業区域、根元の踏み固め状況	写真記録
不用木除去	時期、作業区域、掛かり木処理	写真記録
簡易施設	施工位置、施工面積、施工延長	写真記録及び出来形管理図(表)の作成
歩道 新設(修理)	延長、幅員、刈払物除去、根株・土石等の処理、排水・ 切土の処理	同上
防火線修理	時期、作業区域、作業数量、刈高、刈払物の除去	写真記録及び 標準地による植生被覆率管理
薬剤散布	時期、作業区域、処理数量	写真記録
獣害防除	(忌避剤)	
	時期、作業区域、塗布数量、塗布位置	写真記録
	(資材設置)	
	時期、作業区域、設置数量、設置位置	写真記録及び標準地による数量管理
獣害防除	(防護柵)	
	時期、作業区域、施工延長、各種寸法	写真記録及び出来形管理図(表)の作成
松くい虫 被害防除	処理数量(ナンバートープの回収)	処理本数の 10% を出来形として抽出し、作業 状況とともに写真に記録